2020年(令和2年)9月26日(土)

大都市制度シンポジウム in関東学院大学

# 日本の地方自治制度の変遷

~大都市制度の展望~

関東学院大学法学部教授/地域創生実践研究所長 出石 稔



## 1 江戸時代の地方自治

幕藩体制 軍事力を背景とした支配(封建制度)

→中央統制が隅々まで届かない

※地方税(年貢)→藩から幕府へ財源移転(現在と逆の構造)

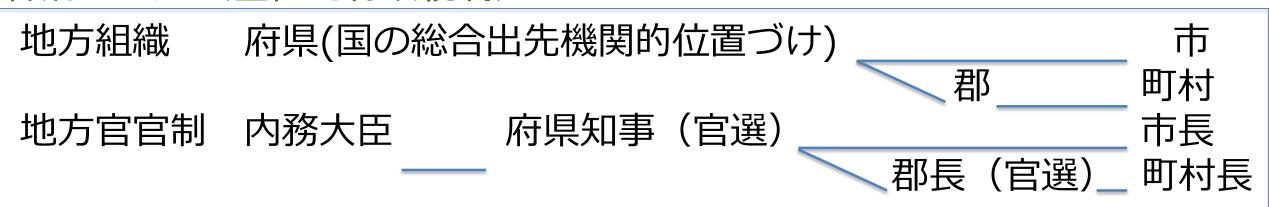
- 実質的分権型国家(一層制)

## 2 明治時代の地方自治

- (1) 憲法に先行して導入された地方自治(憲法に根拠を持たない自治制度)
  - ・1871年(明4) 廃藩置県(3府72県/1880年府県整理合併=3府38県)
  - ・1888年(明21) 市制町村制制定 = \*地方自治制度の誕生
  - ・1889年(明22) 大日本帝国憲法(明治憲法)発布 = 地方自治の保障なし
  - ・1890年(明23) 府県制郡制 = 3府(東京・京都・大阪)43県誕生 (国会開設年)

一形式的地方自治制度確立(二層制)

### (2) 官治システム(垂直的行政統制)



\*国政委任事務(後の機関委任事務)…徴兵事務(国の事務)を市町村実行事務 = 包括授権(cf.制限列挙)

#### (3)自治のシステム(近代地方自治の萌芽)

- ・公民(地租or国税年額2円以上負担)→公選により議員となり市町村会 を構成
- ・市の執行機関=参事会(合議制)・町村の執行機関=町村長
- ・市長=市会推薦3候補者の中から内務大臣が官選 町村長=町村会から選任・議長兼務

一大正デモクラシーを経て、自治拡大



### (4)戦時下の自治の衰退

1936~1937年(昭11~12) = 国全体が準戦時体制 1943年(昭18)

- ・府県・市町村の権限大幅に制限(市町村長の選任に旧方式復活)
  - → 中央の出先機関的性格化

- ・東京に都制採用
  - = 国家統制の一環として東京府と東京市を合併し「東京都」誕生
- = 日本の近代地方自治制度(明治21年~昭和18年の短命に終わる)

## (5)戦後自治制度の再出発

- ・地方自治は戦後の民主化改革の重要な柱として制度化 1946年地方自治制度改革=憲法8章「地方自治」(92~95条)
  - →1947年(昭22)4月「地方自治法」公布 = 同年5月新憲法と同時施行

一日本国憲法による地方自治の保障

#### (6)戦後地方自治の主な特徴

- ・地方自治の憲法的保障
- ・知事は地方公務員(公吏)となり、都道府県は完全自治体化
- ・直接民主主義的制度の導入(解職請求(リコール)・条例の制定改廃請求 (イニシアチブ)・住民投票(レファレンダム))
- ・首長公選による二元代表制(首長制)確立・地方議会の強化(調査権等)
- ・警察・教育の地方移譲・行政委員会設置による行政的多元主義採用
- ・国税と地方税の分離・独立による自治体の独自財源化・自治体の財政基盤 安定
- ・東京都の自治体化・「特別区」制度、「特別市制」の採用

## (7)その後の自治制度の改革

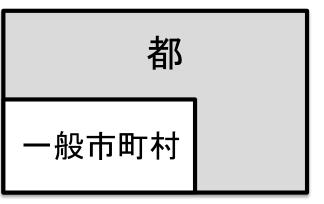
- ・シャウプ勧告・神戸勧告 →地方行財政の改革促す…多くは実現せず
- ・昭和の市町村大合併 市町村数 1万弱 → 約4000(1956年)
- ・東京特別区公選制廃止(区議会推薦候補の知事任命)(1952年)
- · 自治体警察廃止(都道府県警察化)(1954年)
- ・教育委員の公選制廃止(議会の同意を得て首長任命)(1956年) →市町村優先の原則に反した改革
- ・地方交付税制度(1954年)/・地方財政再建促進特別措置法(1955年)
- 都道府県と市町村の機能分担整理 (都道府県:広域事務·統一事務·補完事務·連絡調整事務) (1956年) →集権化の改革
- ・政令指定都市(1956年)・中核市(1994年)・(施行時)特例市(1999~2015年)
- ・地方分権(2000年)・三位一体の改革(2004~2006年)・第2期地方分権改革(2011年~)
- ・平成の大合併 市町村数 3232 → 1718
- ・大都市地域における特別区の設置に関する法律 →大阪都構想(2度目の住民投票)

- (1)大都市制度の背景
  - 二層制(都道府県・市町村)の自治制度の弊害



一定の規模・能力を有する大都市では、

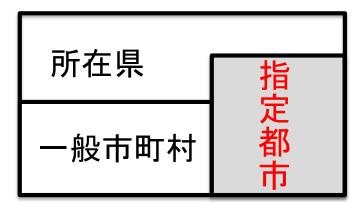
- ①国・都道府県からの二重の関与(監督)
- ②都道府県と大都市との二重行政
- (2)大都市制度の設計
  - A都制型(府県本位)



B特別市型(大都市本位)



C指定都市



(出所:小原隆治「政令指定都市制度の創設」の図を筆者加工)

## (3)大都市制度の創設の経緯

6大市(東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸)を念頭に制度化検討



①東京市 1943年 都制(A型)導入 旧東京市(35区 = 区長官選)

→一層制自治体に

1947年 23区→特別区=特別地方公共団体(都区制度創設)

2000年 区は一般市と同様の位置づけ(基礎自治体)

② 5 大市 1947年 特別市 (B型) 候補に →実現できれば一層制自治体化

### =実現せず

理由1 市長公選制が知事官選制とバッティング(戦前)

理由2 特別市が府県から独立すると、財政的に県維持が困難

府県と特別市候補市対立=特別市設置法困難

(憲法95条に基づく府県民による住民投票要)

## (4) 指定都市制度の創設の経緯

1956年地方自治法改正 「特別市関連規定」前文削除



「指定都市関連規定」創設(252条の19・20)

当初地方自治法(1947)

=特別市

(5大市指定予定)

地方自治法2③ただし書

=規模・能力

大

地方自治法改正(1956)

=(政令)指定都市

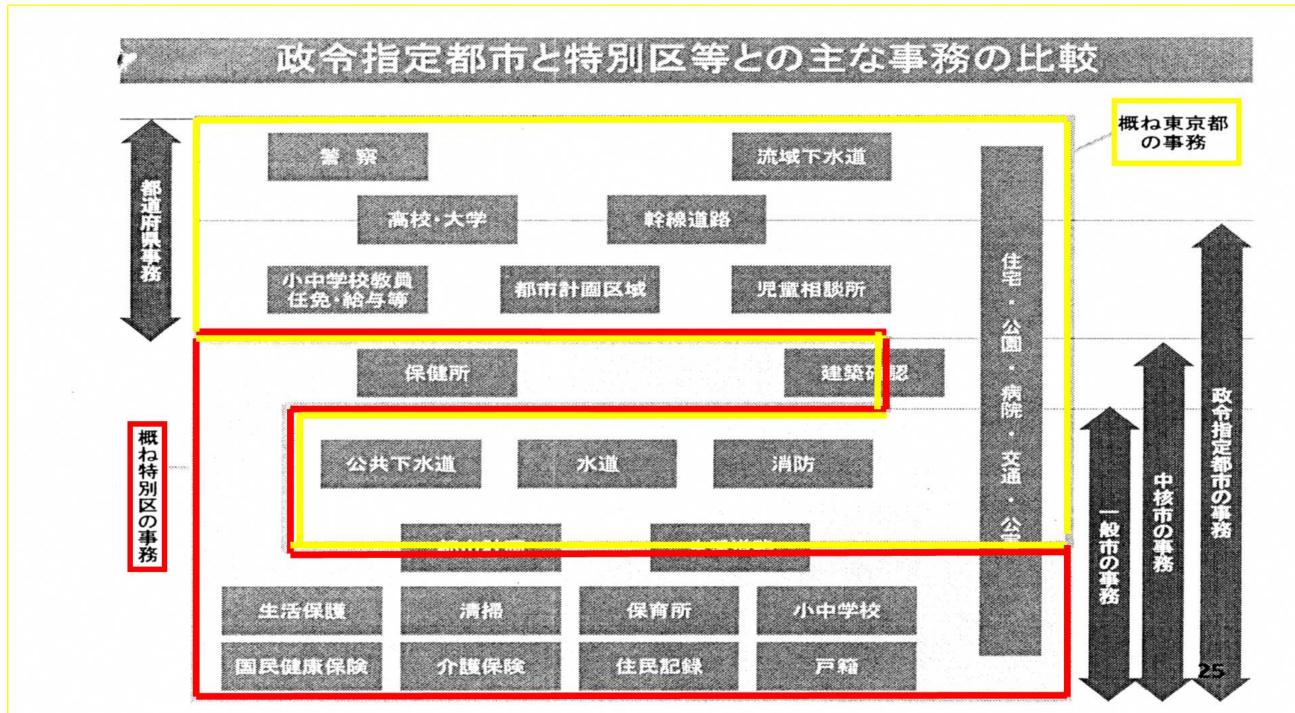
(当初5大市指定=現20市)

## (5)指定都市・中核市・(施行時)特例市

○指定都市	・中核市・施行時特例市		県の事務の				
	指定要件	指定手続	8割	<b> 執行</b>	機	能	
指定都市	人口 50 万人	政令で定める		・地方自治	怡法で定める事務のうち、	政令で定めるも	0
(1956 年	) 以上(100 万人以上目安・			• 行政区	設置・区選挙管理委員会必	/置	
20市	合併特例 70 万人以上) -			<ul><li>社会福祉、保健衛生、都市計画などの都道府県の事務</li></ul>			
				・土地区画整理事業認可・地方債許可などで知事の監督不要(国と直			
				接交渉)			
中核市	人口 20 万人以上	あらかじめ都道府県の同	司意を	<ul><li>指定都市</li></ul>	市が処理することができる	事務のうち、中	核市が処理するこ
(1994年	) (当初から要件変更あり)	得た市の申し出に基づき	き総務	とが適	当でない事務以外の事務で	ご、政令で定める	もの
60市	=特例市からの移行進む	大臣が政令を立案。市議	養会・	• 道路管	理・県費負担教員の任免等	等以外の指定都市	万処理事務(児童相
	都道府県議会の議決必要			談所設置可)			
施行時	当初人口 20 万人以上で			<ul><li>中核市</li></ul>	が処理することができる事	耳務のうち、特例	市が処理するこ
特例市	指定			とが適	当でない事務以外の事務で	で、政令で定める	もの
(1999 年	) 特例市制度の廃止 (2015			<ul><li>振動・</li></ul>	騒音規制、開発許可事務等	r F	
25市	年4月1日施行)の際、	県の事務の		県の	事務の		
	現に特例市である市	3割執行			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	=中核市への移行進む			(W) Los			

<sup>\*</sup>市町村は、処理する事務の範囲の違いにより、(政令)指定都市、中核市、施行時特例市、(一般)市、町村の5段階に分類される。 ただし、基本的に市町村は対等・関与等の関係なし。

(6) 自治体の区分ごとに処理する事務の比較



(出所:関東学院大学法学部「地域創生特論(小田原)」資料を筆者加工)



# ı

## 大都市制度の展望

- (1)「都制型(府県本位)」・「特別市型(大都市本位)」のどちらを志向するか cf.道州制の動向
- (2)「府県と特別区」or「府県と特別市」の権限・財源をどう調整するか
- (3)警察制度・選挙制度をどうするか
- (4) 周辺自治体との連携をどう図るか cf. 広域自治制度との関係
- (5)議会をどのように位置づけるか
- (6)巨大都市の誕生→都市内分権をどう進めるか

住民から遠のく基礎自治体?住民参加の在り方は

- (7)「道州制」との関係はどう整理・調整できるか
- (8) 指定都市の権限・財源の強化では不十分か / 総合区の活用の可能性は / 指定都市間(横浜市・川崎市・相模原市)の広域連携の制度設計はできないか





























## 参考文献

- 山口道昭-出石稔『明快!地方自治のすがた』学陽書房(2014年)
- ・(公財)地方自治総合研究所『戦後自治の政策・制度事典』公人社 (2016年)
- •伊藤正次「「特別市」構想の設計と課題」ー「二度あることは三度ある」 か、「三度目の正直」か一」年報行政研究 49 巻42~59頁(2014年)
- ・総務省ホームページ「地方自治制度」

